

高知県消防学校重要物品貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県財産規則第64条に定める重要物品で高知県消防学校に設置している物品（以下「重要物品」という。）を、県内の消防本部における消防活動を支援することを目的に貸付ける場合に、必要な事項について定める。

(申請等)

第2条 重要物品を借受けようとする者（以下「借受者」という。）は、高知県消防学校長（以下「貸付者」という。）に別記第1号様式による消防学校資器材使用許可願を原則として借受け希望日の1週間前までに提出し、承認を得ること。

2 貸付者は、貸付を承認したときは、別記第2号様式による消防学校物品貸付簿に記録するものとする。

(貸出期間等)

第3条 貸出期間は、概ね1週間以内とする。

2 貸出及び返却場所は、高知県消防学校とする。

3 貸出及び返却時間は、原則として平日の9時から17時までとする。

(貸付料等)

第4条 重要物品の貸付料は、高知県財産条例第8条第1号の規定により、無償とする。

2 高知県財産規則第64条第1号に定める自動車に係る通常の修繕費、租税公課費及び自賠責保険料は、高知県の負担とし、借受者が貸出期間中に使用した燃料は、借受者の負担とする。

(事故に対する賠償責任等)

第5条 重要物品の貸出期間中に生じた事故により重要物品を修繕する場合の経費は、借受者の負担とする。ただし、重要物品の整備不良等に起因する事故で、貸付者に明らかな瑕疵が認められる場合は、この限りではない。

2 重要物品の貸出期間中に生じた事故により、借受者が第三者に損害を与えた場合の賠償責任は、借受者が負うものとする。ただし、自動車を運転中に発生した事故で、高知県が加入している保険の適用となる場合、又は、重要物品の整備不良等に起因する事故で、貸付者に明らかな瑕疵が認められる場合は、この限りではない。

3 借受者は、運搬中及び使用中に発生した事故について、直ちに貸付者に報告するとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(運転の記録)

第6条 借受者は、貸出期間中の自動車の運転状況について、自動車に備えている自動車使用記録簿に記録しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項は、必要に応じ別に定める。

附則

この要領は、平成23年8月10日から施行する。